令和８年１０月２７日

〒０６０－０００４
北海道札幌市中央区北４条西１２丁目１番５５　ほくろうビル３階
内閣総理大臣認定　適格消費者団体
特定非営利活動法人　消費者支援ネット北海道　御中

回答書

株式会社即決営業
代表取締役　森　裕也

拝啓

貴法人からご送付いただいた令和８年７月１４日付け差止請求書（以下「差止請求書」といいます。）及び同年８月１７日付け「ご連絡」と題する書面（以下「連絡書面」といいます。）について、以下のとおりご回答いたします。

先般もご連絡させていただいたとおり、当社は、差止請求書の「第２　請求の要旨」に記載の事項について、貴法人の意見に沿って、従業員に適切な周知を行い、また、ご指摘いただいた契約条項を修正する形で検討を進めておりましたが、今般、以下の対応を実施させていただきました。

１．従業員への周知

差止請求書の「第２　請求の要旨」のうち、第１項及び第２項に対応する目的で、別紙１の内容の書面を、令和８年１０月２７日付で当社の従業員に配布するとともに、社内チャットツール（Ｔｅａｍｓ）で送信いたしました。

また、差止請求書の「第２　請求の要旨」のうち、第３項及び第４項に対応する目的で、別紙２の内容の書面を、令和８年１０月２７日付で当社の従業員に配布するとともに、社内チャットツール（Ｔｅａｍｓ）で送信いたしました。

２．契約書面の修正

差止請求書の「第２　請求の要旨」のうち、第５項に対応する目的で、別紙３のとおり、当社が利用する契約書面の内容を修正しました。

また、差止請求書の「第２　請求の要旨」のうち、第６項に対応する目的で、差止請求書別紙３の契約条項が記載された契約書書式及び同書式に係る電磁的記録を廃棄しました。

３．本件訴訟について

以上のとおり、差止請求書で要請のあった事項については、全て対応させていただきました。したがって、当該訴え（令和８年（ワ）第２２６６号）については、訴えの利益を欠くものと思料しておりますので、速やかに取下げいただくよう、お願いいたします。

敬具

（別紙１）
従業員各位

株式会社即決営業
代表取締役　森裕也

弊社は、特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道より、弊社が、ＷＥＢでの勧誘を含む概念である「電話勧誘販売」で契約を勧誘する際及び同契約者がクーリング・オフを申し出た際に、クーリング・オフはできないとの不実の告知をしないよう、差止請求を受けました。弊社は、かかる差止請求を重く受け止めるところであり、従業員各位におかれましては、今後このような際にかかる告知を行わないよう、十分に注意してください。

（別紙２）
従業員各位

株式会社即決営業
代表取締役　森裕也

弊社は、特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道より、弊社が、契約勧誘目的を告げずに来訪を要請した顧客への販売を含む概念である「訪問販売」で契約を勧誘する際及び同契約者がクーリング・オフを申し出た際に、クーリング・オフはできないとの不実の告知をしないよう、差止請求を受けました。弊社は、かかる差止請求を重く受け止めるところであり、従業員各位におかれましては、今後このような際にかかる告知を行わないよう、十分に注意してください。

（別紙３）

契約書

本書面の内容を十分にお読みください。

申　込　日				
フリガナ				
お名前				
ご住所	〒			
	マンション名：			
	TEL		携帯電話	
メールアドレス（PC）				
契約種別	□ 法人	□ 個人事業主	□ 開業準備	□ その他

商品名・商品の種類	数量	販売価格（円）
		¥0
		¥0
		¥0
消費税		¥0
①小計		¥0
②頭金　（支払期日：　　）		¥0
③残金　①−②		¥0
④分割手数料　（分割回数　　回）		¥0
⑤分割支払合計　③+④		¥0
⑥お支払総額　②+③+④		¥0
第1回目支払金		
第2回以降　支払金（×　　回）		

お支払期間	〜　分割支払回数　0ヶ月		
お支払方法	□ コンビニ収納ハガキ（1回440円）	□ 現金振込	
	□ カード（会社名：　　）	決済日：毎月　　日）	
振込日（第1回目）	まで	振込日（第2回目以降）	毎月　　日
振込先	大阪商工信用金庫　日本橋支店　普通口座　0083720　口座名義：ｶﾌﾞｿﾂｹﾂｴｲｷﾞｮｳ		
商品製造者名	株式会社即決営業		

※お振込みは上記口座までお願いします。なお、お振込み手数料はお申込者負担でお願いいたします。

開催日時 （商品引渡時期）	1、開催地： 日時：	（ ）	～
	2、開催地： 日時：	（ ）	～
	3、開催地： 日時：	（ ）	～
	4、開催地： 日時：	（ ）	～
	5、開催地： 日時：	（ ）	～
	6、開催地： 日時：	（ ）	～
参加人数			名
特記事項			

＜商品の種類＞

☐ **即決営業**研修（初級）660,000円（税込）
対面の場合、2日間合計12時間（1日6時間）の営業研修
オンラインの場合、2日間合計8時間（1日4時間）の営業研修

☐ **即決営業**研修（中級）660,000円（税込）
対面の場合、2日間合計12時間（1日6時間）の営業研修
オンラインの場合、2日間合計8時間（1日4時間）の営業研修

☐ **即決営業**研修（上級）660,000円（税込）
対面の場合、2日間合計12時間（1日6時間）の営業研修
オンラインの場合、2日間合計8時間（1日4時間）の営業研修

☐ **即決営業**32の極意（M）660,000円（税込）
即決営業32の極意のマインド編（10種類の動画）を保存したカード型USBメモリ
即決営業32の極意のマインド編の使用方法などを記載したバインダー教材

☐ **即決営業**32の極意（P）660,000円（税込）
即決営業32の極意のプレゼンテーション編（10種類の動画）を保存したカード型USBメモリ
即決営業32の極意のプレゼンテーション編の使用方法などを記載したバインダー教材

☐ **即決営業**32の極意（C）660,000円（税込）
即決営業32の極意のクロージング編（12種類の動画）を保存したカード型USBメモリ
即決営業32の極意のクロージング編の使用方法などを記載したバインダー教材

・本サービスは、法人、または個人事業主、または開業準備中の方が対象となります。
・本契約書に記載されている内容を全て理解し契約しました。
・契約種別において「その他」にチェックを入れた方は、クーリングオフに関する条項を確認しました。

ご署名

株式会社即決営業
代表取締役　森裕也

〒556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中2-1-7 なんば東ビル6F
TEL：06-6630-8630 / E-mail：sokketsueigyo@support-mail.jp
https://sokketsueigyo.com

契約締結担当者：

— 約款 —

第１条（役務の購入について）

１．購入者は、株式会社即決営業（以下「弊社」といいます。）から、本契約書冒頭に記載の商品（以下「本商品」という。）及びサービス（以下「本サービス」という。）を購入します。本商品及び本サービスには、研修・スクール・セミナー・ワークショップ・コンサルティング他、商品提供日時が確定している商品（以下「イベント」といいます。）が含まれます。

２．購入者は、本契約書の記載内容を読んで、全て理解し、同意した上で申込みを行うものとし、本契約は、購入者が、申込日において本契約書を提出した時点で成立するものとします。

３．購入者は、本契約書冒頭において、本商品及び本サービスを法人、個人事業主、開業準備中、のいずれかの欄にチェックを行った場合には、本商品及び本サービスを自ら営む事業に利用する目的で購入するものであることについて、理解し、承諾したものとします。ただし、購入者が、本契約書冒頭において、その他にチェックを入れた場合又は本契約の購入者による購入が、なんらかの事情により事業目的での購入ではないと解釈された場合には、本契約書に定める「クーリング・オフに関する条項」を適用するものとします。

第２条（代金の支払について）

１．購入者は、弊社に対して、本契約書冒頭に記載された本商品及び本サービスの代金を支払います。

２．購入者が代金を分割で支払う場合には、本契約書冒頭に記載された分割手数料を代金に加えて支払います。分割手数料の料率は、別紙「分割手数料」に定めるとおりとします。

３．代金及び分割手数料の支払回数、支払期間、支払方法、振込方法、振込先は、本契約書冒頭に記載のとおりとします。購入者が支払方法を現金振込とした場合は、振込手数料は購入者の負担とします。

４．購入者が支払方法としてクレジットカード決済を選択した場合は、弊社指定の決済代行会社の決済システムを利用して、弊社に対して代金を支払うこととします。

５．継続決済をクレジット決済にてお申込みの方は、毎月自動的に課金されます。

６．継続決済の解約をご希望の場合は、次回継続決済の課金日前日までに弊社までご連絡下さい。

７．弊社が商品及びサービスについて特別価格を提示した場合でも、提示した際に指定した期間内に本契約書の記載事項を全て記入して提出しなければ、特別価格による購入はできないものとします。

８．代金を分割払いとした場合で、購入者が代金を本契約書冒頭で記載した支払期日に支払わなかったときは、購入者は、弊社に対し、弊社の請求を待たずして、その時点における未払金（代金及び分割手数料その他弊社に対して支払義務を負うもの全てを含みます。以下同じ。）の全額を直ちに支払います。

９．イベント参加する際の会場までの交通費、宿泊費、食費は、購入者の負担とします。

第３条（遅延損害金について）

購入者が支払いを遅滞したときには、未払金の全額について、支払期日の翌日から支払い日に至るまで年率 14.6％（1 年を 365 日とする日割り計算）を乗じた額の遅滞損害金を支払います。

第４条（契約解除）

１．弊社は、購入者が次の各号に該当する場合には、書面又はメールにより、本契約を即時解除することができます。

①本契約に違反したとき

②弊社スタッフ、他の受講者を誹謗、中傷する行為があったとき

③弊社スタッフ、他の受講者に対する一切の暴力行為があったとき

④物を壊す、投げる、叩くなどの危険行為があったとき

⑤器具、備品の損壊や、当施設外への持ち出し行為があったとき

⑥弊社スタッフ、他の受講者に対する一切の威嚇行為があったとき

⑦施設内に長時間止まるなど、正当な理由なく弊社スタッフを拘束する迷惑行為を行い弊社スタッフの注意に従わないとき

⑧痴漢、露出など法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき

⑨勧誘行為、署名活動、販売、営業などの行為を行ったとき

⑩刃物、火器、薬品など危険物を持ち込む行為があったとき

⑪弊社スタッフに対する、他社への引き抜きやあっせん行為を行ったとき

⑫法令や公序良俗に反する一切の行為を行ったとき

⑬弊社からの連絡に対して２週間以上返信を行わなかったとき

⑭その他、弊社の業務を妨げる行為があったとき

２．購入者は、前項による契約解除の場合には、一切の返金を請求することはできません。ただし、弊社の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。３．契約解除によって購入者が負うこととなった代償・損失・損害については購入者の責任とし、弊社は責任を負いません。ただし、弊社の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。

第５条（不可抗力による契約解約）

１．弊社は、次に定める場合には、契約を解約できるものとします。

①インフルエンザ等、伝染のおそれのある疾病により、研修を行うことが適切ではない状態が生じたとき

②地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により研修ができなくなったとき

③各種外部サービスなど、授業に必要なサービスが停止したとき

２．弊社が前項に基づき本契約を解約した場合、弊社は購入者に対して、既に提供した役務の対価を除き、購入者に対して受領済みの代金を速やかに返金するものとします。ただし、返金にあたって、弊社は、利息、手数料、遅延損害金の支払い義務を負わないものとします。

第６条（契約の申込みの撤回に関する事項について）

１．購入者のご都合により、イベントをキャンセルしようとする場合は、購入者は弊社に対して、書面又は電磁的記録でキャンセルの申し出をしなければならないこととします。

２．購入者から弊社に対する、書面又は電磁的記録以外でのイベントのキャンセル申し出は無効とし

ます。

3．購入者がイベントのキャンセルを行った場合、購入者は、弊社に対し、次に定めるキャンセル料金を弊社に支払います。ただし、購入者が本契約についてクーリング・オフを行う場合はこの限りではありません。

①イベント開催日 13 日前から 7 日前までのキャンセル申し出の場合は商品代金（消費税・分割手数料含む）の 30%

②イベント開催日 6 日前から前日までのキャンセル申し出の場合は商品代金（消費税・分割手数料含む）の 50%

③イベント開催日当日のキャンセル申し出の場合は商品代金（消費税・分割手数料含む）の 100%**第第 7 条（開催場所と会場について）**

1．イベントの開催日時、開催場所については、参加人数などの状況によって、弊社はメール又は電話によって購入者に通知することで、無条件で変更することができます。

2．講師の変更については、弊社は購入者に予告なく変更することができます。

第 8 条（購入者の情報について）

1．購入者は、本契約書冒頭に記載した氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び購入者が弊社に伝えた一切の購入者に関する情報（以下「顧客情報」といいます。）が正確であることを保証します。

2．購入者は、顧客情報に変更が生じた場合には、本契約書記載の弊社のメールアドレスにメールを送ることにより通知するものとします。

3．弊社から購入者への連絡は、本契約書に記載された住所、電話番号、メールアドレス宛てに行います。

4．購入者が弊社に提出した顧客情報が正確でなかった、又は、購入者が弊社に対して変更の通知を行わなかったために、弊社からの連絡が購入者に届かなかった場合、購入者の責任とし、弊社の責任は無いものとします。

第 9 条（不可抗力のイベント中止について）

本契約により予定されていたイベントの提供が、地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力、又は弊社が直接力の及ばない事情により妨げられた場合、イベントを延期又は代替実施することがあります。そのような延期、代替実施の結果として購入者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害に関して、弊社の責任は無いものとし、購入者は弊社に対して損害賠償請求を行いません。

第 10 条（知的財産について）

1．イベントで使用されるすべての資料、動画、音声、知的財産に関わる権利、及びイベントを行った結果として生じたすべての知的財産権は、すべて弊社に帰属しており、本契約に基づく本商品及び本サービスの提供は、法令又は本契約に別段の定めがある場合を除き、本商品又は本サービスに関する弊社の知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。

2．購入者は、イベントで弊社から配布された資料、動画、音声（以下「本資料等」といいます。）

について、第三者に対して譲渡、開示、販売しないものとします。

3．購入者については、以下の行為、および類似する行為を禁じます。

①本資料等を改変すること

②イベントにおいて録音、録画すること

③本資料等を第三者に対して販売または提供すること

4．購入者に本条に違反する行為があった場合には、購入者は、弊社に対して、弊社に生じた損害を賠償するものとします。

第11条（免責）

1．弊社は、購入者が本商品又は本サービスを購入し、その内容を踏まえて行った行為について生じたいかなる損失や損害に関しても、責任を負わないものとし、購入者は弊社に対して損害賠償請求を行いません。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

2．購入者が、本商品を購入したことが理由で、利益、収益、収入、仕事、名声又は信用を失った場合でも、弊社はそのいずれに関しても責任を負いません。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

3．購入者がイベントに参加し、その内容を踏まえて行った行為について生じたいかなる損失や損害に関しても、責任を負わないものとし、購入者は弊社に対して損害賠償請求を行いません。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

4．イベント中の他の購入者様とのトラブル、荷物の紛失については、購入者の自己責任とし、弊社は責任を負いません。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

第12条（イベントの強制退出について）

イベント受講中、受講終了後に関わらず、購入者が次の各号に該当する場合、弊社は購入者をイベントから強制退出させることがあります。その際、弊社から購入者への代金の返金は行わないものとします。

①他の受講者、弊社関係者への迷惑となる行為

②進行を妨げる行為

③イベントに対する批判・誹謗中傷等にあたる行為

④他の参加者に対する批判・誹謗中傷等にあたる行為

⑤本講座を通じた営利目的行為

⑥本講座に関連した営利目的行為

⑦ネットワークビジネス及びその他の勧誘行為

⑧法律に違反する行為、または違反する恐れのある行為

第13条（保証について）

1．本商品又は本サービスの効果・表現や再現性には個人差があり、成果や効果を保証したものでは無いものとします。

2．購入者は、本商品又は本サービスの購入・参加、又はイベントへの参加に対して下した自身の決

断の結果について、弊社に責任はなく、購入者自身が全責任を負うことを理解し、同意します。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

3．本契約の決断の結果として購入者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害についても弊社の責任は無いものとします。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

4．研修を受講しても、商材販売に当てはめたセールスフレーズを購入者が完成させられなかった場合には、弊社からそれに対しての保証（以下「保証再受講」といいます。）を行うものとし、購入者は無料で研修を再度受けることができます。

5．購入者が保証再受講を受けたい場合は研修終了当日までに弊社に申し出ることとし、それ以降の申し出がされた場合には、弊社は保証再受講を認めません。

6．保証再受講は弊社が指定する日程で行います。

第14条（秘密保持等）

1．購入者は、本契約の遂行により知り得た弊社の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、善良なる管理者の注意をもって秘密として保持するとともに、本契約の目的のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならず、また、弊社の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩しません。

2．以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。

①弊社から開示を受ける前に、自らが秘密保持義務を負うことなく保有していた情報

②弊社から開示を受ける前に、公知となっていた情報

③弊社から開示を受けた後に、自らの責に帰することができない事由により公知となった情報

④弊社から開示を受けた情報によらず独自に開発した情報

⑤弊社に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から、機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

3．第1項の規定にかかわらず、購入者は、判決、命令その他司法上若しくは行政上の要請、要求又は命令を受けた場合、当該範囲において秘密情報を開示することができます。ただし、その場合、購入者は開示の範囲を必要最小限にとどめるものとし、当該開示後、その旨を速やかに弊社に対し通知するものとします。

4．購入者は、弊社の事前の書面による承諾のない限り、秘密情報について複製、譲渡、貸与又はこれに類する行為を行いません。

5．購入者は、インターネット上のウェブサイト、ブログ、電子掲示板又はソーシャルネットワーキング・サービス等に、秘密情報及び弊社、弊社の従業員に関する内容を書き込みません。

第15条（譲渡禁止）

購入者は、弊社の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、承継し、若しくは担保に供しません。

第16条（反社会的勢力の排除）

1．購入者は、現在、自己が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、

暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当せず、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等であり、又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２．購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

３．購入者が、次のいずれかに該当した場合には、弊社は、何らの催告を要さずして、本契約を解除することができます。

①第１項の誓約に反する表明をしたことが判明した場合

②前項の誓約に反する行為をした場合

４．購入者は、自らに前項各号に定める事由が生じた場合、それにより弊社に生じた損害を賠償しなければならず、また、本契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、これを直ちに一括して現金で弊社に支払うものとする。

５．第３項の規定により本契約が解除された場合には、購入者は、解除により生じる損害について、弊社に対し一切の請求を行いません。

第１７条（合意管轄裁判所について）

本契約についての紛争が生じた場合、被告となる当事者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

― 約款 ―

第１条（役務の購入について）

１.購入者は、株式会社即決営業（以下「弊社」といいます。）から、本契約書冒頭に記載の商品（以下「本商品」という。）を購入します。

２.購入者は、本契約書の記載内容を読んで、全て理解し、同意した上で申込みを行うものとし、本契約は、購入者が、申込日において本契約書を提出した時点で成立するものとします。

３.購入者は、本契約書冒頭において、本商品を法人、個人事業主、開業準備中、のいずれかの欄にチェックを行った場合には、本商品を自ら営む事業に利用する目的で購入するものであることについて、理解し、承諾したものとします。ただし、購入者が、本契約書冒頭において、その他にチェックを入れた場合又は本契約の購入者による購入が、なんらかの事情により事業目的での購入ではないと解釈された場合には、本契約書に定める「クーリング・オフに関する条項」を適用するものとします。

第２条（代金の支払について）

１.購入者は、弊社に対して、本契約書冒頭に記載された本商品の代金を支払います。

２.購入者が代金を分割で支払う場合には、本契約書冒頭に記載された分割手数料を代金に加えて支払います。分割手数料の料率は、別紙「分割手数料」に定めるとおりとします。

３.代金及び分割手数料の支払回数、支払期間、支払方法、振込方法、振込先は、本契約書冒頭に記載のとおりとします。購入者が支払方法を現金振込とした場合は、振込手数料は購入者の負担とします。

４.購入者が支払方法としてクレジットカード決済を選択した場合は、弊社指定の決済代行会社の決済システムを利用して、弊社に対して代金を支払うこととします。

５.継続決済をクレジット決済にてお申込みの方は、毎月自動的に課金されます。

６.継続決済の解約をご希望の場合は、次回継続決済の課金日前日までに弊社までご連絡下さい。

７.弊社が商品及びサービスについて特別価格を提示した場合でも、提示した際に指定した期間内に本契約書の記載事項を全て記入して提出しなければ、特別価格による購入はできないものとします。

８.代金を分割払いとした場合で、購入者が代金を本契約書冒頭で記載した支払期日に支払わなかったときは、購入者は、弊社に対し、弊社の請求を待たずして、その時点における未払金（代金及び分割手数料その他弊社に対して支払義務を負うもの全てを含みます。以下同じ。）の全額を直ちに支払います。

９.イベント参加する際の会場までの交通費、宿泊費、食費は、購入者の負担とします。

第３条（遅延損害金について）

購入者が支払いを遅滞したときには、未払金の全額について、支払期日の翌日から支払い日に至るまで年率 14.6％(1 年を 365 日とする日割り計算）を乗じた額の遅滞損害金を支払います。

第４条（契約解除）

1.弊社は、購入者が次の各号に該当する場合には、書面又はメールにより、本契約を即時解除することができます。

①本契約に違反したとき

②弊社スタッフ、他の受講者を誹謗、中傷する行為があったとき

③弊社スタッフ、他の受講者に対する一切の暴力行為があったとき

④物を壊す、投げる、叩くなどの危険行為があったとき

⑤器具、備品の損壊や、当施設外への持ち出し行為があったとき

⑥弊社スタッフ、他の受講者に対する一切の威嚇行為があったとき

⑦施設内に長時間止まるなど、正当な理由なく弊社スタッフを拘束する迷惑行為を行い弊社スタッフの注意に従わないとき

⑧痴漢、露出など法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき

⑨勧誘行為、署名活動、販売、営業などの行為を行ったとき

⑩刃物、火器、薬品など危険物を持ち込む行為があったとき

⑪弊社スタッフに対する、他社への引き抜きやあっせん行為を行ったとき

⑫法令や公序良俗に反する一切の行為を行ったとき

⑬弊社からの連絡に対して２週間以上返信を行わなかったとき

⑭その他、弊社の業務を妨げる行為があったとき

2.購入者は、前項による契約解除の場合には、一切の返金を請求することはできません。ただし、弊社の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。

3.契約解除によって購入者が負うこととなった代償・損失・損害については購入者の責任とし、弊社は責任を負いません。ただし、弊社の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。

第５条（不可抗力による契約解約）

1.弊社は、次に定める場合には、契約を解約できるものとします。

①インフルエンザ等、伝染のおそれのある疾病により、研修を行うことが適切ではない状態が生じたとき

②地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により研修ができなくなったとき

③各種外部サービスなど、授業に必要なサービスが停止したとき

2.弊社が前項に基づき本契約を解約した場合、弊社は購入者に対して、既に提供した役務の対価を除き、購入者に対して受領済みの代金を速やかに返金するものとします。ただし、返金にあたって、弊社は、利息、手数料、遅延損害金の支払い義務を負わないものとします。

第６条（契約の申込みの撤回に関する事項について）

1.購入者のご都合により、イベントをキャンセルしようとする場合は、購入者は弊社に対して、書面又は電磁的記録でキャンセルの申し出をしなければならないこととします。

2.購入者から弊社に対する、書面又は電磁的記録以外でのイベントのキャンセル申し出は無効とし

ます。

3.購入者がイベントのキャンセルを行った場合、購入者は、弊社に対し、次に定めるキャンセル料金を弊社に支払います。ただし、購入者が本契約についてクーリング・オフを行う場合はこの限りではありません。

①イベント開催日 13 日前から 7 日前までのキャンセル申し出の場合は商品代金（消費税・分割手数料含む）の 30%

②イベント開催日 6 日前から前日までのキャンセル申し出の場合は商品代金（消費税・分割手数料含む）の 50%

③イベント開催日当日のキャンセル申し出の場合は商品代金（消費税・分割手数料含む）の 100%

第７条（開催場所と会場について）

1.イベントの開催日時、開催場所については、参加人数などの状況によって、弊社はメール又は電話によって購入者に通知することで、無条件で変更することができます。

2.講師の変更については、弊社は購入者に予告なく変更することができます。

第８条（購入者の情報について）

1.購入者は、本契約書冒頭に記載した氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び購入者が弊社に伝えた一切の購入者に関する情報（以下「顧客情報」といいます。）が正確であることを保証します。

2.購入者は、顧客情報に変更が生じた場合には、本契約書記載の弊社のメールアドレスにメールを送ることにより通知するものとします。

3.弊社から購入者への連絡は、本契約書に記載された住所、電話番号、メールアドレス宛てに行います。

4.購入者が弊社に提出した顧客情報が正確でなかった、又は、購入者が弊社に対して変更の通知を行わなかったために、弊社からの連絡が購入者に届かなかった場合、購入者の責任とし、弊社の責任は無いものとします。

第９条（不可抗力のイベント中止について）

本契約により予定されていたイベントの提供が、地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力、又は弊社が直接力の及ばない事情により妨げられた場合、イベントを延期又は代替実施することがあります。そのような延期、代替実施の結果として購入者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害に関して、弊社の責任は無いものとし、購入者は弊社に対して損害賠償請求を行いません。

第１０条（知的財産について）

1.イベントで使用されるすべての資料、動画、音声、知的財産に関わる権利、及びイベントを行った結果として生じたすべての知的財産権は、すべて弊社に帰属しており、本契約に基づく本商品及び本サービスの提供は、法令又は本契約に別段の定めがある場合を除き、本商品又は本サービスに関す

る弊社の知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。

2.購入者は、イベントで弊社から配布された資料、動画、音声（以下「本資料等」といいます。）について、第三者に対して譲渡、開示、販売しないものとします。

3.購入者については、以下の行為、および類似する行為を禁じます。

①本資料等を改変すること

②イベントにおいて録音、録画すること

③本資料等を第三者に対して販売または提供すること

4.購入者に本条に違反する行為があった場合には、購入者は、弊社に対して、弊社に生じた損害を賠償します。

第１１条（免責）

1.弊社は、購入者が本商品又は本サービスを購入し、その内容を踏まえて行った行為について生じたいかなる損失や損害に関しても、責任を負わないものとし、購入者は弊社に対して損害賠償請求を行いません。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

2.購入者が、本商品を購入したことが理由で、利益、収益、収入、仕事、名声又は信用を失った場合でも、弊社はそのいずれに関しても責任を負いません。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

3.購入者がイベントに参加し、その内容を踏まえて行った行為について生じたいかなる損失や損害に関しても、責任を負わないものとし、購入者は弊社に対して損害賠償請求を行いません。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

4.イベント中の他の購入者様とのトラブル、荷物の紛失については、購入者の自己責任とし、弊社は責任を負いません。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

第１２条（イベントの強制退出について）

イベント受講中、受講終了後に関わらず、購入者が次の各号に該当する場合、弊社は購入者をイベントから強制退出させることがあります。その際、弊社から購入者への代金の返金は行わないものとします。

①他の受講者、弊社関係者への迷惑となる行為

②進行を妨げる行為

③イベントに対する批判・誹謗中傷等にあたる行為

④他の参加者に対する批判・誹謗中傷等にあたる行為

⑤本講座を通じた営利目的行為

⑥本講座に関連した営利目的行為

⑦ネットワークビジネス及びその他の勧誘行為

⑧法律に違反する行為、または違反する恐れのある行為

第１３条（保証について）

1.本商品又は本サービスの効果・表現や再現性には個人差があり、成果や効果を保証したものでは無いものとします。

2.購入者は、本商品又は本サービスの購入・参加、又はイベントへの参加に対して下した自身の決断の結果について、弊社に責任はなく、購入者自身が全責任を負うことを理解し、同意します。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

3.本契約の決断の結果として購入者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害についても弊社の責任は無いものとします。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

4.研修を受講しても、商材販売に当てはめたセールスフレーズを購入者が完成させられなかった場合には、弊社からそれに対しての保証（以下「保証再受講」といいます。）を行うものとし、購入者は無料で研修を再度受けることができます。

5.購入者が保証再受講を受けたい場合は研修終了当日までに弊社に申し出ることとし、それ以降の申し出がされた場合には、弊社は保証再受講を認めません。

6.保証再受講は弊社が指定する日程で行います。

第１４条（秘密保持等）

1.購入者は、本契約の遂行により知り得た弊社の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、善良なる管理者の注意をもって秘密として保持するとともに、本契約の目的のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならず、また、弊社の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩しません。

2.以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。

①弊社から開示を受ける前に、自らが秘密保持義務を負うことなく保有していた情報

②弊社から開示を受ける前に、公知となっていた情報

③弊社から開示を受けた後に、自らの責に帰することができない事由により公知となった情報

④弊社から開示を受けた情報によらず独自に開発した情報

⑤弊社に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から、機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

3.第１項の規定にかかわらず、購入者は、判決、命令その他司法上若しくは行政上の要請、要求又は命令を受けた場合、当該範囲において秘密情報を開示することができます。ただし、その場合、購入者は開示の範囲を必要最小限にとどめるものとし、当該開示後、その旨を速やかに弊社に対し通知するものとします。

4.購入者は、弊社の事前の書面による承諾のない限り、秘密情報について複製、譲渡、貸与又はこれに類する行為を行いません。

5.購入者は、インターネット上のウェブサイト、ブログ、電子掲示板又はソーシャルネットワーキング・サービス等に、秘密情報及び弊社、弊社の従業員に関する内容を書き込みません。

第１５条（譲渡禁止）

購入者は、弊社の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を第三者に譲渡し、若しく

は承継し、又は本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、承継し、若しくは担保に供しません。

第１６条（反社会的勢力の排除）

１.購入者は、現在、自己が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当せず、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等であり、又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２.購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

３.購入者が、次のいずれかに該当した場合には、弊社は、何らの催告を要さずして、本契約を解除することができます。

①第１項の誓約に反する表明をしたことが判明した場合

②前項の誓約に反する行為をした場合

４.購入者は、自らに前項各号に定める事由が生じた場合、それにより弊社に生じた損害を賠償しなければならず、また、本契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、これを直ちに一括して現金で弊社に支払うものとする。

５.第３項の規定により本契約が解除された場合には、購入者は、解除により生じる損害について、弊社に対し一切の請求を行いません。

第１７条（合意管轄裁判所について）

本契約についての紛争が生じた場合、被告となる当事者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

クーリング・オフに関する条項

第１条 クーリング・オフの適用条件
本契約に関しては、特定商取引法に基づく電話勧誘販売に該当するものとしてクーリング・オフを行うことができます。

第２条 クーリング・オフの期間
お客様は、本書の受領日から起算して８日を経過するまでは契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができ、その効力は、お客様がクーリング・オフに係る書面又は電磁的記録の通知を発したときに生じます。
クーリング・オフ期間は、休日および祝日を含みます。

第３条 クーリング・オフの通知方法
クーリング・オフの意思表示は、書面または電子メールにて行うことができます。
書面で行う場合は、以下の住所に送付してください。
住所：大阪府大阪市浪速区難波中 2-1-7　なんば東ビル５階 クーリング・オフ係
電子メールで行う場合は、以下のメールアドレスに送信してください。
メールアドレス：sokketsueigyo@support-mail.jp

第４条 クーリング・オフの手続き
クーリング・オフの通知を受領した場合、当社は速やかにお客様に対して受領確認を行います。
クーリング・オフが適用される場合、当社はお客様からの支払い済み金額を速やかに全額返金します。また、当社がお客様に対し、クーリング・オフに伴う損害賠償・違約金を請求することはありません。

返金は、通知受領日から 14 日以内にお客様指定の銀行口座に振り込みます。
商品が既にお手元にある場合、商品を以下の住所に返送してください。返送にかかる費用は当社が負担します。
住所：大阪府大阪市浪速区難波中 2-1-7　なんば東ビル５階 クーリング・オフ係

お客様が既に売買契約に基づき引き渡しを受けた商品を使用していたとしても、商品を使用して得られた利益に相当する金銭を請求されることはありません。また、役務提供契約に基づき役務の提供を受けた場合でも当該契約に係る役務の対価その他の金銭を請求されることはありません。

クーリング・オフ事項について、当社が特定商取引法 21 条１項に違反して不実のことを告げたことでお客様が誤認した場合や当社が同条３項に違反して威迫したことで困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、特定商取引法 24 条１項但書に定めるクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領した日から起算して８日を経過するまではクーリング・オフを行うことができます。

別紙「分割手数料」

支払回数	分割手数料
3～6 回	0.0532（5.32%）
12 回	0.1002（10.02%）
24 回	0.1982（19.82%）
36 回	0.3015（30.15%）
48 回	0.41（41.00%）
60 回	0.5236（52.36%）
72 回	0.6775（67.75%）
84 回	0.7773（77.73%）
96 回	0.8961（89.61%）
108 回	0.9381（93.81%）
120 回	0.9425（94.25%）
132 回	0.9573（95.73%）
144 回	0.9649（96.49%）
156 回	0.9716（97.16%）
168 回	0.9884（98.84%）
180 回	0.9998（99.98%）